

かまいし男女共同参画

推進プラン 2024-2028

概要版

基本理念

多様な生き方を認め合い、互いに支え合いながらみんなが輝けるまちづくり

計画の位置づけ

- この計画は第六次釜石市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別の諸計画との整合性を保ちながら釜石市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する指針となるものです。
- この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「岩手県男女共同参画推進条例」の基本理念を尊重して策定したものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」における市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に関する市町村推進計画として位置づけます。

計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで（5年間）

計画の推進・推進体制の充実

計画を総合的・効果的に推進していくためには、行政はもとより市民、民間企業、各種団体など地域社会が一体になって取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直し、市役所内の緊密な調整と連携を図る必要があります。

計画の進捗管理

計画を実効性あるものにするため、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要であるため、釜石市男女共同参画推進会議や釜石市男女共同参画推進協議会において、計画の進捗状況について公表し、提案された意見を取り入れながら計画に示す基本理念の実現を目指します。

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される視点を育む環境づくり

男女が社会の対等な構成員として共に認め、支え合い、責任を担うべき男女共同参画社会の形成は、持続可能な社会を構築するうえで不可欠なものです。また、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を發揮して、いきいきと活躍できる社会を実現するためには、従来の男性中心の働き方や長時間労働の見直し、社会全体での意識改革を促すなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進することが必要です。

市民意識調査の結果から「政治」、「社会全体」、「社会通念や慣行」において男女が平等となっていると感じている人の割合が特に少なくなっており、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく不平等感が根強く残っていることが現状となっています。また、日常の家事や育児、介護についての調査では、調査した15項目中11項目において「主に夫が行っている」と回答した割合より「主に妻が行っている」と回答した割合が高くなっています。

男女が共に性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を尊重し合い、平等であることを実感できる社会を目指します。

指 標	単 位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
審議会等における女性委員の割合	%	37.7	45.0	
市職員管理職に占める女性の割合	%	27.2	35.0	
地域会議における女性構成員の割合	%	14.4	17.0	
子育て応援企業認定数	件	9	15	
市職員における男性の育児休暇取得率	%	28.6	100.0	
女性防災士数	人	123	153	

○ 施策の方向と主な事業

(1) 政策・方針決定過程における女性参画の推進

- ・女性委員不在の審議会等の解消、あて職の見直しと公募の拡大
- ・市役所職員における女性職員の管理職への登用
- ・地域会議における女性構成員の拡充

(2) 女性活躍を見据えた多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

- ・子育て応援企業認定制度の活用
- ・市役所における育児休業その他仕事と子育ての両立支援制度の定着促進

(3) 家庭生活や地域生活における男女共同参画の推進と子育てや介護支援体制の充実

- ・子育て支援事業の開催
- ・幼稚園・保育所等第2子以降保育料無償化

(4) 農林漁業における男女共同参画の推進

- ・農業・漁業協同組合との連携による組合員への支援

(5) 男女共同参画の視点を取り入れた防災力の向上

- ・女性防災リーダーの育成
- ・多様なニーズに配慮した避難所等での物資の備蓄の推進

基本目標Ⅱ 誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、全ての人はそれぞれの個性を持った一人の個人として尊厳されるべき存在です。

それぞれの人格や個性を認め合うためには、お互いを思いやり、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。

国においては、全ての国民が性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に係る法律」が施行されました。

性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであり、多様な生き方を選択できる意識形成には、家庭や学校において、性の多様性を尊重した教育も重要となってきます。

個人の能力、環境、個性について偏見を持たず、人権を尊重し合える社会を目指します。

※ジェンダーアイデンティティ・・・性自認（自己の属する性別についての認識）

指標	単位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
男女共同参画サポーター認定者数	人	45	58	
社会通念や慣行で男女が平等だと思う人の割合	%	12.1	30.0	
性的マイノリティに関する講座の受講者数	人	121	800	数値は令和5年度からの累計値

○ 施策の方向と主な事業

(1) 男女が平等であることの意識づくりの推進

- ・市HPの共同参画コーナーの充実
- ・人権に関する啓発の推進
- ・男女共同参画サポーター養成と活動支援

(2) 性的少数者等に配慮した多様性の尊重

- ・LGBT等を学ぶ講座の開催
- ・思春期講演会の開催

(3) 男女平等教育の推進

- ・人権擁護委員による学校訪問
- ・子どもの読書活動の推進
- ・男女平等に関する授業の実施

(4) 国際的な男女共同参画社会の理解の促進

- ・ダイバーシティを学ぶ講座の開催
- ・民間団体との連携による国際交流活動の支援
- ・市内在住外国人との異文化交流
- ・生理の貧困解消に向けた生理用品の配布

基本目標Ⅲ 一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる環境の整備

男女がお互いの身体の違いを理解し、思いやりを持って生活していくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

女性は、妊娠・出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男女ともに生涯を通じて健康状態の問題に直面することに留意していく必要があります。

女性の社会進出が進み、女性の勤続年数の伸長、初婚・初産年齢の上昇、生涯出生率の減少、平均寿命の伸長などにより、女性を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会状況やライフスタイルの変化も女性の心身の健康に影響を及ぼすことから、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策に取り組む必要があります。

また、男女間における暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を大きく阻むものです。暴力を容認しない社会づくりに向けた意識啓発、相談窓口の周知に取り組みます。高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、貧困等により生活上の困難に直面する人の相談体制を充実し、全ての人々が安心して生き生きと暮らすことができる環境整備に努めます。

指標	単位	現状値 2023	目標値 2028	摘要
DV予防啓発講座の受講者数	人	509	1,000	
乳がんの検診受診者数の割合	%	18.9	20.0	
子宮頸がんの検診受診者数の割合	%	14.1	17.0	
DV相談窓口について「知っている窓口はない」と回答した人の割合	%	34.0	0	

○ 施策の方向と主な事業

(1) 男女間における暴力や犯罪の根絶

- ・女性への暴力根絶講座の開催
- ・相談窓口の常時開設・相談員の配置
- ・デートDVの予防啓発

(2) 生涯を通じた心とからだの健康支援

- ・乳がん検診の受診促進
- ・子宮頸がん検診の受診促進
- ・産前・産後のサポート

(3) 生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる社会の構築

- ・障がい者の自立を支援する組織体制の充実
- ・ひとり親家庭等の交流促進・仲間づくりの事業への補助
- ・重層的支援体制整備事業